

職員の降給に関する条例

令和5年2月10日
条例第6号

職員の降給については、藤井寺市の職員の降給に関する条例（令和4年藤井寺市条例第25号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。